

# 日本語の断りの婉曲表現の分析

## 梗概

マリナ ミルカ ビヘンスア

〇八四二〇一七



マラナタキリスト教大学  
文学部  
日本語学科  
2012年

## 序論

他人へ考えや意図や意見を届けるのために、言語は完成されたコミュニケーションの道具である。各言語には独自性があり、婉曲表現はその一つである。

リウ (2011) のよると、

日本では、日常のコミュニケーションの中で直接的な表現形式を避け、曖昧、婉曲な表現を使用する傾向がある。例えば、「ちょっと」、「やはり」、「結構」「どうも」などが挙げられる。

上記のように、婉曲表現は日本人のコミュニケーションでよく使用される。コミュニケーションでは、もちろん、断る時に使用することがある。断りは、正しく伝わらなければ、個人間の関係を壊す。個人間の良好な関係を維持するために婉曲表現が使用される。

婉曲表現を理解するために、語用論を使用する。語用論は佐久間 (2004) によると、

「そして、文の意味を扱う意味論に対して、発話の意味を扱う分野は語用論 (*pragmatics*) と呼ばれます。」

このように、文の意味論的な意味は、語用論的の意味とは異なっている。

婉曲表現は、田中(1994)によると「婉曲表現は露骨な表現して相手に不快な感情を与えることのないように、語調をやわらげ表現すること。」としている。

水谷(1995)によると、

日本人の言語表現は曖昧であるとよく言われる。例えばイエス ノー 明確にいわないということに関して、日本人同士の会話では確かに「はい」「ええ」「うん」などはたんに相づちであることが多く、またとくにノーははっきりとは表明されない。「いやだ」「駄目」「できない」などの言い方は子供や親しい間柄ではともかく、公定な話し合いでは使いにくい。そこで「今日はちょっと・・・」「考えておきましょう」「そういう事情なので、ご理解いただきたい」などの婉曲な表現で相手にの心証を害することなく否定の意味を通じさせようとする。

日本人は‘ノー’を言うことをはっきりとは表明せず、公式的な話し合いでは使いにくい。‘ノー’を言うことは子供や親しい間柄のためである。そのため、断るの時は婉曲表現の使用の可能性が高いのである。

婉曲表現はやわらげた表現であり、間接的に伝えるため、談話の状況を知るためには、含意と前提が必要とされる。ダフィー(2005)によると、

含意の定義とは、意味論と文法の規則に従った発言通りの意味と、話者の意図する意味の相違であると言える。

含意は話者によって意味される文章の別の意味についてである。これは、会話の部分が婉曲表現であるかを知るために使用される。

そして、フレーゲ(1993)によると

「肯定文もその不定文も同じ前提の組を共有する」と述べているが、前提は文を肯定から否定に換えても生き残る含意である。要するに、文の中に現れる固有名詞は前提を認めてよいのである。

前提が肯定文またはその不定文では変更されないので、前提によって、会話が発生した状況を、知ることができる。であるから、婉曲表現を使用される時は知っている。

## 本論

1.  
A : 課長、ちょっとよろしいですか。  
B : うん、何。  
A : 実は、来週、国から両親が来ることになったんです。それで月曜日休暇を取ってもよろしいですか。 [a]  
B : 月曜か……。 月曜はちょっと……。 [b]  
A : 無理ですか。  
B : 実は、月曜にフランス人のお客さんが来るんだよ。それで、マルタンさんに通訳を頼もうと思っていたんだけどなあ。  
A : ああ、そうですか。  
B : その方は英語がよくわからないそうでね。困ったなあ。 まあ、この件は考えておくよ。 [c]  
A : すみません、お願いします。

(BTN;1998)

話者は対話者に「課長」を呼ぶから、このデータは、この会話では、上司と部下の間で起こる前提がある。そうして、[a]の文で、話者は対話者に休暇を取ることの許可を願い出る。[b]の文で、対話者 B（課長）は「月曜はちょっと……」とともに話者の依頼を断る。B は直接的に断りを言わなかったのに対し、A の依頼を断られた含意がある。B は条件を説明して、最後に[c]の文で「まあ、この件は考えておくよ」と言う。[c]の文で B が A の依頼を考慮する可能性は極めて低い。婉曲表現の理論に従

って、B は間接的に断りを伝える。であるから、この会話では「月曜はちよつと・・・」と「まあ、この件は考えておくよ」が婉曲表現である。

2.

小川：藤原先生、京都へ行ってくるよ。 [a]

藤原：えっ？

小川：長岡先生は 狐の使い番じゃない。[b]それを証明するためにも 本物の使い番を捜し出す。だから、京都市動物園へ行ってくる。鹿が言ってたんだ、狐がそこにいるって。事情を話せば、もしかしたら、協力してくれるかもしれない。

藤原：そんな必要ないですよ。 [d]

小川：えっ？

藤原：狐の使い番も動物園に来ます。目を渡してから だいぶ たつのに 地震は一向に収まってないし、神無月の終わりが近づいて、使い番も 不安になってるはずでしょ。だから必ず 狐に会いにやっ来てます。 [e]

小川：それはそうだけど・・・ [f]、今日 来るとは 限らないだろう。

藤原：そうかもしれないけど・・・。 [g] でも もし 今日 動物園に小川先生の知っている女性が 現れたとしたらそれが狐の使い番です。

(SOAN; episode 6)

この2番のデータでは、[a]の文に従って、話者と対話者が長岡と言う名前の先生について話し合う前提を示す。[a]の文の前提は藤原は先生である。この前提は、話者が先生であると言う含意を持っている。[d]の文と[e]の文で、対話者（藤原先生）は考えを伝える。その考えは話者に「それはそうだけど・・・」の表現で回答される（[f]の文）。この表現は対話者の考えを反対する含意がある。そして、話者の小川先生は、彼の考えを伝える。彼の考えは藤原先生に「そうかもしれないけど・・・」の表現を回答される（[g]の文）。上記のような、表現は考えに反対する含意

を示す。しかし、[f]の文と[g]の文では「反対している」の言葉が言われない。「それはそうだけど・・・」と「そうかもしれないけど・・・」の表現はやわらげた表現であり、このデータの婉曲表現である。

3.

男：あつ、何だ？[a] 娘 いたのか？[b] 一杯 どうだ？[c]

美知留：えっ？ あつ。 私は いいです。[d]

男：いいじゃねえか、ちょっとぐらい。いい胸だな。母ちゃんに似て。

美知留：やめてください。

美知留のお母さん：うーん。何だ いたの。

男：でかい娘がいんだな。いくつだよ？

美知留のお母さん：この子ね、美知留っていうの。いくつだっけ？

美知留：22。

美知留のお母さん：1じゃなかった？

美知留：22だよ 昨日で。

美知留のお母さん：そうか。昨日 誕生日か。そうだったね。そうか。

(LF; episode 1)

3番のデータの前提は[a]の文にある。「何だ」と言っているため、話者是对話者を知らない前提がある。次の前提は、[b]の文で「娘」と言われているので、対話者は女である。[c]の文に、話者是对話者に酒を飲むことを誘って、対話者は[d]の文で返信する。[d]の文では勧誘を断る含意がある。しかし、対話者は「いいえ」とか「ノー」と言わず、「私はいいです」と言う。婉曲表現の理論に従って、対話者はやわらげた表現で

話者の勧誘を断る。であるから、「私は いいです」は 3 番のデータの婉曲表現である。

## 結論

断りの婉曲表現は、話者または対話者の感情を傷つけないで話者と対話者間の良好な関係を維持するために使用される。婉曲表現の使用に及ぼす原因は会話の状況が発生した際のと話者と対話者間の社会的関係である。一般的に、断りの婉曲表現は、話者に後件を省略した文章でポーズによって示すことができる。

そうして、依頼の断りの婉曲表現は話者の自身を責める表明や要望に対する疑問や配慮の表明によって伝えることができる。

一方、話者の考えに対する断りの婉曲表現は逆接で、考えへの配慮から、考えに賛成する表明が、文の終わりで逆接があることによって考えの断りの婉曲表現を伝えることができる。

それから、観誘の断りの婉曲表現は疑問文や、観誘への配慮や、話者の状態を通知する文によって伝えることができる。

## DAFTAR ISI

<b>KATA PENGANTAR.....</b>	<b>iii</b>
<b>DAFTAR ISI.....</b>	<b>vi</b>
<b>BAB I: PENDAHULUAN.....</b>	<b>1</b>
1.1 Latar Belakang Masalah.....	1
1.2 Rumusan Masalah.....	7
1.3 Tujuan Penelitian.....	8
1.4 Metode Penelitian dan Teknik Kajian.....	8
1.5 Organisasi Penulisan.....	10
<b>BAB II: KAJIAN TEORI.....</b>	<b>11</b>
2.1 Pragmatik.....	11
2.2 Presupposition (Praanggapan) .....	13
2.3 Impikatur.....	16
2.4 Eufemisme dan Kotowari.....	19
<b>BAB III: ANALISIS DATA.....</b>	<b>28</b>
3.1 Penolakan permohonan (依頼の断り) ‘ <i>irai no kotowari</i> ’ .....	29
3.2 Penolakan ide (考えの断り) ‘ <i>kangae no kotowari</i> ’ .....	45
3.3 Penolakan ajakan (観誘の断り) ‘ <i>kanyuu no kotowari</i> ’ .....	62

<b>BAB IV : SIMPULAN.....</b>	<b>76</b>
<b>DAFTAR PUSTAKA.....</b>	<b>viii</b>
<b>LAMPIRAN.....</b>	<b>X</b>
<b>SINOPSIS.....</b>	<b>xxxiv</b>
<b>RIWAYAT HIDUP.....</b>	<b>xl</b>